

「地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について」に関する対応状況

令和３年６月３０日付で発出した、温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃に関する表題の通知について、該当都道府県（ ）における対応状況は以下の通り。

地熱開発に係る掘削に対する離隔距離規制や本数制限等の規制を温泉法の運用に係る内規等で定めている都道府県

都道府県	主な対応内容
大分県	通知及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を踏まえ、本ガイドラインの記載と整合する形で、令和４年４月に「大分県環境審議会温泉部会内規」等が改正された。 具体的には、「大分県環境審議会温泉部会内規」の「別表１」の「１ 口径 80A 以内で大深度の掘削、増掘を行う場合」に、「（４）個別審議」を新規追加し、提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、一律の距離規制等によらず、個別審議を行うものとされた。
熊本県	通知及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を踏まえ、本ガイドラインの記載と整合する形で、令和５年４月に「地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準」等が改正された。 具体的には、「地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準」の「１ 掘削の基準について」に、「（７）個別審議について」を新規追加し、提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲等が明確化されている場合は、一律の距離規制等によらず、個別審議を行うものとされた。
群馬県	通知及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を踏まえ、本ガイドラインの記載と整合する形で、令和５年１２月に「群馬県温泉事務指導要綱」の「別表第１ 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準」等が改正された。 具体的には、「別表第１ 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準」の「４ 規制内容」の「（１）距離規制」の「 他社所有の既存源泉間距離」に、「ただし、協議会等において合意形成が図られた場合は、この限りではない。」という文言を新規追加し、一律の距離規制が撤廃される等の措置がされた。

【大分県環境審議会温泉部会内規（一部抜粋）】

別表 1

1 口径80A以内で大深度の掘削、増掘を行う場合

(1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、150m以上離れていること。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。
- ④地熱開発地域で説明会等を行うこと。

※大深度とは周辺の浴用利用の温泉から100m以上掘削深度が増加するものをいう。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

(2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

(3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

(4) 個別審議

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、(1)によらず、個別審議を行うものとする。

2 口径80A超150A以内で掘削、増掘を行う場合

(1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、300m以上離れていることを示すこと。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。

※代替掘削による口径変更は認めない。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

(2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

(3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

(4) 地元説明

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・地熱開発地域で説明会等を行うこと。

(5) 個別審議

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、(1)によらず、個別審議を行うものとする。

3 前1、2の区分に当てはまらない掘削を行う場合

(1) 事前調査

(2) モニタリング調査

(3) 還元井の検討

(4) 地元説明

※(1)～(4)について説明、誓約する資料等を提出し、第8条(6)で審議する。

【地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準（一部抜粋）】

地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準

熊本県環境審議会温泉部会

地熱発電等を目的として「温泉掘削等許可にかかる審査基準」を超えて温泉掘削を行う場合は、本審査基準により審査を行う。

1 掘削の基準について

（１）掘削深度の基準について

地熱利用においては、地熱系概念モデル（地熱構造モデルや地熱流体流動モデル）による温泉帯水層と地熱貯留層の関係を参考に温泉資源への影響を判断する必要があるため、掘削深度については、不透水層を超え地熱貯留層に達する深度かどうか等を判断し、温泉帯水層への影響が無いことを審査する。

（２）増掘深度の基準について

上記（１）を準用する。

（３）埋設管の口径の基準について

温泉を採取する埋設管の内径を 165mm 以内とする。

（４）掘削工法の基準について

温泉帯水層に影響を及ぼさない工法であるかを審査する。

（５）離隔距離制限の基準について

掘削予定地と既存源泉の離隔距離を 300m 以上とする。

なお、傾斜掘りを行う場合は、掘削経路全地点の垂直沿線と既存源泉の水平距離を計測した距離を離隔距離とする。

（６）源泉数の基準について

1施設2源泉までとする。

（７）個別審議について

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲等が明確化されている場合は、（５）、（６）によらず、個別審議を行うものとする。

2 地熱開発計画に関する基準

地熱開発計画が温泉資源に影響がないことを審査する。

（審査書類）

- ・地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図
- ・掘削理由書
- ・地熱利用事業計画書

【群馬県温泉事務指導要綱（一部抜粋）】**4 規制内容****(1) 距離規制**

前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。

① 他者所有の既存源泉間距離

次に掲げる全ての事項を遵守すること。ただし、協議会等において合意形成が図られた場合は、この限りではない。

- i) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、水平投影線の周囲2,000メートル以内に既存源泉がないこと。
- ii) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であって、地表面からの掘削深度が500メートル以深の地熱井にあつては、水平投影線の周囲2,000メートル以内に既存源泉がないこと。
- iii) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であつて、地表面からの掘削深度が500メートル以浅の地熱井にあつては、水平投影線の周囲500メートル以内に既存源泉がないこと。

② 同一事業者の源泉間距離

原則として、源泉間の距離は規制しないものとする。ただし、次項の科学的影響調査の結果、他者所有の既存源泉へ影響が及ぶ場合は、この限りではない。

(2) 深度規制

大深度温泉掘削基準に定める深度規制は、本取扱基準においては適用しないものとする。

(3) 傾斜掘削規制

原則として、傾斜掘削は認めないものとする。ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（令和3年9月30日付け環自国発第2109301号環境省自然環境局長通知）」を遵守する場合であつて、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、傾斜掘削を認めることができるものとする。

(4) 枝掘規制

原則として、掘削孔1か所につき複数の掘削孔路は認めないものとし、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。ただし、協議会等において合意形成が図られた場合は、この限りではない。